

発行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目 次	
告 示	ページ
○地籍調査の事業計画の一部変更 (土地対策課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の職名及び氏名の変更の届出 (出 納 課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	1
<12・21揭示>	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1

告 示

高知県告示第6号
国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により、平成16年5月高知県告示第370号及び平成16年10月高知県告示第632号で告示した平成16年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を平成16年12月15日付けで変更したので、次のとおり告示する。

平成17年1月11日
高知県知事 橋本 大二郎

区 分	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調査期間
変更前	窪川町	高岡郡窪川町見付、金上野、与津地及び影野の各一部	平成16年度中
変更後		高岡郡窪川町見付、金上野、与津地及び影野の各一部	

高知県告示第7号
高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第9条の規定により売りさばき人の代表者の職名及び氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成17年1月11日
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市本町五丁目3－20
財団法人高知県市町村職員互助会
理事長 畑山 正親
(変更後) 高知市本町五丁目3－20
財団法人高知県市町村職員互助会
理事長 中元 源一
- 2 変更年月日
平成16年12月9日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成16年12月21日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成16年12月21日（揭示済）
高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年12月21日	特定非営利活動法人フットボールクラブ高知横内	小谷 三男	高知市口細山169番地40	この法人は、老若男女を問わず地域の人々とともに、サッカーを中心としたあらゆるスポーツ振興、広報活動に関する事業を行い、健全な心身を養い公益の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年1月11日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成16年7月29日 16高都計第166号	南国市国分字虫塚1250－4	香美郡野市町東野1197－11 小松 雄大 小松 みちる